

事務連絡  
平成28年2月24日

各都道府県トラック協会  
特殊車両通行許可制度 担当者 様

(公社)全日本トラック協会  
輸送事業部

幅又は連結全長の制限を超えるトレーラを誘導する車両への緑色点滅灯火の装着に係る  
基準緩和の範囲拡大について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、平成27年12月25日付にて「基準緩和自動車の認定要領」(平成9年9月19日付自技第193号)が改正され、特殊車両通行許可に係る審査の結果、申請車両の前後に誘導車の配置が義務付けられた際、当該前後誘導車に“緑色点滅灯火”を装着することのできる範囲が拡大されました。

従来、“緑色点滅灯火”を装着できる前後誘導車は、誘導される車両の使用者と同一の者が使用する車両に限られていましたが、改正後は誘導される車両の使用者と誘導契約等を締結している事業者の自動車や、誘導される車両の荷主と誘導契約等を締結している事業者の自動車についても、“緑色点滅灯火”を装着できるようになりました。(※基準緩和認定を受ける必要があります。)

つきましては、下記のとおりご連絡いたしますので、傘下の関係会員事業者への周知方  
よろしく願い申し上げます。

敬具

なお、(公社)全日本トラック協会 重量部会、鉄鋼部会並びに鉄骨・橋梁部会の推薦委員  
宛には、当輸送事業部より本件資料を郵送していることを申し添えます。

## 記

### 幅又は連結全長の制限を超えるトレーラを誘導する車両への緑色点滅灯火の装着に係る基準緩和の範囲拡大について

従来、幅又は連結全長の制限を超えるトレーラを誘導する車両への“緑色点滅灯火”の装着については、当該トレーラの利用者と同一の者が使用する自動車に限られていたところでした。

今般、寸法の制限を超えるトレーラの運行する際の条件とされている誘導車の需要が高まっており、付与する誘導車の台数が不足することがあり得るとして、当該トレーラの利用者と誘導契約等を締結している事業者等の自動車に対しても、基準緩和申請ができるようになりました。

“緑色点滅灯火”を装着するための基準緩和認定を申請することができる前後誘導車は、次のイからホのいずれかに該当する車両です。

※前提として、“緑色点滅灯火”を装着するための基準緩和認定を申請することができる「前後誘導車」は、幅3メートル以上または連結時全長が16.5メートルを超える車両を誘導する「前後誘導車」となります。

特殊車両通行許可申請の結果、通行条件に「前後誘導車」の配置が義務付けられたすべての車両の「前後誘導車」ではなく、幅3メートル以上または連結時全長が16.5メートルを超える車両を誘導する「前後誘導車」が対象であることに、ご注意願います。

- イ 誘導される自動車の利用者と同一の者が使用する「誘導車」。
- ロ 誘導される自動車の利用者と、「誘導車」を配置することに関し契約を締結した者が使用する「誘導車」。
- ハ 上記ロの者と業務委託契約を締結した者が使用する「誘導車」。(※誘導契約の再委託先)
- ニ 誘導される自動車の“荷主”と「誘導車」を配置する契約を締結した者が使用する「誘導車」。
- ホ 上記ニの者と業務委託契約を締結した者が使用する「誘導車」。(※“荷主”の誘導契約の再委託先)

以上